

議案第 26 号

米原市職員定数条例および米原市証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例  
について

米原市職員定数条例および米原市証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて議会の議決を求める。

平成 28 年 2 月 25 日提出

米 原 市 長 平 尾 道 雄

提案理由

農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成 27 法律第 63 号）の施行に伴い、改正の必要を認めため、この案を提出するものである。

米原市職員定数条例および米原市証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例

(米原市職員定数条例の一部改正)

第1条 米原市職員定数条例（平成17年米原市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第20条第2項」を「第26条第2項」に改める。

(米原市証人等の実費弁償に関する条例の一部改正)

第2条 米原市証人等の実費弁償に関する条例（平成17年米原市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第212条」を「第212条第3項」に、「第29条」を「第35条第4項」に改める。

付 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

米原市職員定数条例新旧対照表（第1条関係）

改正後	現 行
<p>米原市職員定数条例 (趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条第6項、第172条第3項、第191条第2項および第200条第6項、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第16条、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第19条および第31条第3項、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第12条第9項ならびに農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）<u>第26条第2項</u>に基づき、議会、市長、選挙管理委員会、監査委員、教育委員会および教育機関、公平委員会、農業委員会ならびに公営企業の事務部局等に勤務する一般職に属する職員（臨時または非常勤の職員を除く。以下「職員」という。）の定数に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条以下 略</p> <p><u>付 則</u></p> <p><u>この条例は、平成28年4月1日から施行する。</u></p>	<p>米原市職員定数条例 (趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条第6項、第172条第3項、第191条第2項および第200条第6項、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第16条、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第19条および第31条第3項、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第12条第9項ならびに農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）<u>第20条第2項</u>に基づき、議会、市長、選挙管理委員会、監査委員、教育委員会および教育機関、公平委員会、農業委員会ならびに公営企業の事務部局等に勤務する一般職に属する職員（臨時または非常勤の職員を除く。以下「職員」という。）の定数に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条以下 略</p>

米原市証人等の実費弁償に関する条例新旧対照表（第2条関係）

改正後	現 行
<p>米原市証人等の実費弁償に関する条例 (趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第207条、公職選挙法（昭和25年法律第100号）<u>第212条第3項</u>および農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）<u>第35条第4項</u>の規定による実費弁償、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第8条第5項の規定により公平委員会が職権で喚問した証人                      その他市の機関の依頼または要求に応じ、公務の遂行を補助するため出頭し、参加し、または出席した証人、鑑定人、参考人、関係人等の実費弁償ならびに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第1条の4第5項の規定による意見聴取のため総合教育会議に参加することを求められた関係者                      または学識経験者の実費弁償に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条以下 略</p> <p><u>付 則</u>  <u>この条例は、平成28年4月1日から施行する。</u></p>	<p>米原市証人等の実費弁償に関する条例 (趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第207条、公職選挙法（昭和25年法律第100号）<u>第212条</u>および農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）<u>第29条</u>の規定による実費弁償、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第8条第5項の規定により公平委員会が職権で喚問した証人                      その他市の機関の依頼または要求に応じ、公務の遂行を補助するため出頭し、参加し、または出席した証人、鑑定人、参考人、関係人等の実費弁償ならびに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第1条の4第5項の規定による意見聴取のため総合教育会議に参加することを求められた関係者                      または学識経験者の実費弁償に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条以下 略</p>